

令和7年度 第2回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 第1回広島県最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会 第 1 回 広島県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 8 月 5 日 (火) 14 時 58 分～15 時 38 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に岡田委員が選出された。			
2 広島県最低賃金の改正決定について 事務局から資料説明を行った後、労側委員及び使側委員から、最低賃金の改正について意見表明がなされた。 労側委員からは「消費者物価指数の上昇、標準生計費の状況等から最低賃金近傍で働く労働者は極めて厳しい状況にある。春闘において、2 年連続 5 % 台の賃上げがなされているが、企業は厳しい状況にあっても人への投資を重視する機運が高まっていると思われる。県内の経済動向は緩やかな回復基調にあり、労働者の賃金は上昇している。近年の目安額では物価の上昇に追いついていないことから、中央で示された 63 円の目安額を参考に最低賃金の引上げを行い、未組織労働者にも賃上げの効果を波及させることが急務と考える。また、地域間格差の解消に取り組むに当たり、広島県としての優位性を高めていくことが必要である。発効日については迅速な発効に努めたい。」との意見が表明された。 使側委員からは「目安額 63 円については、中小・小規模事業者からすると大変厳しく、企業経営の実態を全く理解していない額である。中小・小規模事業者を巡る景況感是人手不足、防衛的賃上げの枠を超えた人件費の高騰、進まない価格転嫁、米国の関税 15 % といった大変厳しい経営環境にある。最低賃金改正に当たっては、法定三要素を精査し、事業主の支払能力を含め総合的に判断しながら、賃金改定状況調査第 4 表の賃金上昇率を踏まえて考えていく必要がある。最低賃金は全ての企業に罰則付きで強制する賃金である。企業の廃業増加に影響する可能性があることを認識すべきだ。最低賃金法の趣旨を踏まえて審議したい。また、発効日については、例年どおりの発効は当然だという状況ではないと申し述べたい。」との意見が表明された。			

双方とも金額提示はされず、次回の専門部会で引き続き審議することとされた。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 専門部会 8月6日(水) 13時30分～

会 場 広島合同庁舎4号館2階11会議室

主な議題 広島県最低賃金の改正決定について